

新旧対比表 みずほBank Pay取引規定

現行			変更後		
章番号	条番号	内容	章番号	条番号	内容
第1章 Bank Pay取引	9. 利用者端末盗難等による損害等	(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を超えた日数）前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするも	変更なし	変更なし	(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を超えた日数）前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、本章において「補てん対象額」といいます。）
第2章 Bank Pay ことら送金	15. 利用者アプリを用いたBPことら送金の方法等	(3) 利用者は、利用者アプリを用いて、当行および利用者アプリ所定の方法で、第2条に基づき利用者アプリに登録した当行の預金口座における預金残高を確認することができます。利用者が本項に基づく預金残高の確認を行った場合、利用者は、当行が、当該預金残高に係る情報を利用者端末に表示させることを目的として、当該預金残高に係る情報を機構およびBPことら送金に関して当行と契約を締結した電子決済等代行業者に提供することを承諾するものとします。	変更なし	変更なし	(3) 利用者は、利用者アプリを用いて、当行および利用者アプリ所定の方法で、第2条に基づき利用者アプリに登録した当行の預金口座における預金残高（引出可能残高）を確認することができます。利用者が本項に基づく預金残高（引出可能残高）の確認を行った場合、利用者は、当行が、当該預金残高（引出可能残高）に係る情報を利用者端末に表示させることを目的として、当該預金残高（引出可能残高）に係る情報を機構およびBPことら送金に関して当行と契約を締結した電子決済等代行業者に提供することを承諾するものとします。
	-	-		23. 利用者端末の盗難等による損害等	(6) 当行は、BPことら送金に関する不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報（預金口座の開設又はアカウント代替符号の登録時に取得した利用者の情報を含む。以下本項において同じ）を、業務上必要な範囲で、他の金融機関及び資金移動業者並びにこれら利用者に対して提供する場合がある他、利用者の情報（他の金融機関及び資金移動業者の利用者の情報を含む。）を、業務上必要な範囲で利用する場合があります。
-	-	-	第3章 Bank Pay請求書払い (ことら税公金)	25. 適用範囲	本章の規定は、当行が提供する地方公共団体への地方税等の納付サービスである「Bank Pay請求書払い（ことら税公金）」（以下「BP請求書払い（ことら税公金）」）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。また、BP請求書払い（ことら税公金）が可能な地方税等の対象は、機構が定めるところによるものとします。
	-	-		26. 登録の方法等	(1) 利用者アプリを用いてBP請求書払い（ことら税公金）を行う場合には、第2条に従って利用者アプリに預金口座を登録することが必要となります。 (2) 第2条第2項から第4項までの規定は、利用者アプリを用いたBP請求書払い（ことら税公金）に関し、「Bank Pay取引」とあるのを「BP請求書払い（ことら税公金）」と読み替えて適用するものとします。
	-	-		27. 利用者アプリを用いたBP請求書払い（ことら税公金）の方法等	利用者が、利用者アプリを用いてBP請求書払い（ことら税公金）を行う場合は、地方公共団体が発行する納付書に印字されたQRコード（以下「QRコード」といいます。）を利用者アプリにおいて読み込むことにより、当該納付書に基づく納付の可否を地方公共団体又は地方税共同機構に対して照会し、地方公共団体又は地方税共同機構より納付可能なものとして利用者アプリに送信された納付情報に基づき、登録預金口座から預金を引き落とし、その引落金額をもって、当行に対してBP請求書払い（ことら税公金）の依頼を行うものとします。BP請求書払い（ことら税公金）の依頼に当たっては、利用者アプリ上に表示された納付情報に誤りがないか、よく確認してください。

新旧対比表 みずほBank Pay取引規定

現行			変更後		
章番号	条番号	内容	章番号	条番号	内容
-	-	-	第3章 Bank Pay請求書払い (こたろ税公金)	28. 規定の適用	(1) 第6条、第8条、第11条及び第12条の規定は、「Bank Pay取引」とあるのを「BP請求書払い(こたろ税公金)」と読み替えて適用するものとします。 (2) 第15条第2項、第17条、第18条(第3項を除く。)、第19条(第1項第6号、第9号及び第15号を除き、第1項第2号は1回あたりの送金額が当行所定の金額を超えるときに限り、第1項第7号及び第8号は利用者に関する部分に限る。)、第20条、第21条、第22条及び第23条の規定は、利用者アプリを用いたBP請求書払い(こたろ税公金)に関し、「BPこたろ送金」とあるのを「BP請求書払い(こたろ税公金)」と、「送金」とあるのを「納付」と、「送金契約」とあるのを「納付委託契約」と、「送金情報」を「納付情報」と、「送金依頼」とあるのを「納付委託」と、「送金資金」とあるのを「納付資金」と、「送金通知」とあるのを「納付の依頼に関する通知」と、「誤った送金先に送金した場合」とあるのを「誤った納付先への納付を依頼した場合」と読み替えて適用するものとします。なお、本条で準用する各規定の適用において「受取金融機関」とは、納付先となる地方公共団体所定の金融機関のことをいい、「受取口座」とは、当該金融機関に開設された当該地方公共団体所定の預貯金口座をいいます。 (3) 第19条第1項は次の場合にも適用するものとします。 ① QRコードに係る情報の内容が適切ではない場合 ② 破損、汚損又は印刷不良等によりQRコードが読み取れない場合 ③ 支払済みの納付書に係る納付情報による納付の依頼である場合 ④ BP請求書払い(こたろ税公金)に関わる当行以外の第三者のシステム等の利用が不可である場合
-	-	-		29. 取引内容の照会等	納付情報の内容や納入手続の結果、その他地方税等の納入等に関する照会については、納付先である地方公共団体にお問い合わせください。
第3章 その他	25. 免責事項	(1) 当行は、利用者端末等の障害、通信機械・コンピュータ等の障害、回線障害または電話の不通により、取引の取り扱いが遅延もしくは不能となった場合、またはBank Pay取引もしくはBPこたろ送金に関して当行から送信した情報の表示もしくは伝達が遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について一切の責任を負いません。 (2) 当行は、災害・事変等その他当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等その他やむを得ない事由により、Bank Pay取引またはBPこたろ送金の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について一切の責任を負いません。	第4章 その他	30. 免責事項	1) 当行は、利用者端末等の障害、通信機械・コンピュータ等の障害、回線障害または電話の不通により、取引の取り扱いが遅延もしくは不能となった場合、またはBank Pay取引、BPこたろ送金及びBP請求書払い(こたろ税公金)に関して当行から送信した情報の表示もしくは伝達が遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について一切の責任を負いません。 (2) 当行は、災害・事変等その他当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等その他やむを得ない事由により、Bank Pay取引、BPこたろ送金及びBP請求書払い(こたろ税公金)の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について一切の責任を負いません。
-	-	以上 (2022年10月11日現在)	-	-	以上 (2023年4月19日現在)